

第 1 回 下野市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 1 8 年 9 月 2 8 日 (木) 1 0 : 0 5 ~ 1 2 : 0 0
場 所	下野市役所国分寺庁舎 2 0 1 会議室
出席委員	杉原弘修委員、金子伸禄委員、園部保委員、小山中井委員、伊澤和子委員、高田敦子委員、高山幸子委員、青木ムツミ委員、岡本英樹委員、前原保彦委員
欠席委員	なし
出席者	広瀬市長、篠崎助役、野口総務企画部長
事務局	(企画財政課) 篠崎課長、小口主幹兼課長補佐、長主幹兼係長、福田副主幹、坂本主事補
傍聴人	なし

次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 会長選任
- 5 会長挨拶
- 6 議事
- 7 地方改革の方向性
- 8 意見交換
- 9 その他
- 10 閉会

委嘱状交付

広瀬市長から 1 0 名の委員へ委嘱状の交付が行われた。

市長挨拶

行政改革大綱の策定にあたっては、市民の皆さまの目を見ていただき、その目線を十分活かして進めていかなければならない。本委員会での議論は行政改革大綱、集中改革プランの見直しに反映される。下野市の誕生、合併が行革の第 1 の大きなスタートと認識し、町から市になって新たな視点で進めていき、新たな方法が出てくること

に期待したい。スクラップ・アンド・ビルドと言われるが、スクラップばかりになってしまいがち。スクラップのための協議を重ね、それがビルドに大きく影響を与えると認識している。

今後は、市民と行政がともに決断していき、協働でやっていきたい。市民の皆さまにとって有意義な委員会であると考えており、今後の協議をお願いしたい。

会長選任

(座長：広瀬市長) いかがな方法で選任するのがよいか？

(金子委員) 市長のお考えは？

(座長) 旧3町バランスよく委員をお任せしている。市の外から見て意見を集約していただき、中立的な立場で委員会を進めていただけるとの考えから、杉原委員をお願いしたい。

(委員) 異議なし。

会長挨拶

(杉原会長) 委員の自己紹介をお聞きしたところ、委員の中には、押し出されて委員になった方もいるとのことである。しかし、このように謙虚な表現をする方こそ、会議では活発な議論をする。

行政改革推進委員会では行革の専門家(三菱総合研究所)が出席するので、勉強させていただきたい。

委員の方には、リラックスして会議に臨んでいただきたい。

議事

1) 推進委員会の運営方法について

(事務局) 運営方法について説明(資料1)

(杉原会長) 会議は公開が原則、資料は市ホームページで公開、傍聴を認めるという方法でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(杉原会長) 会議録には実名記載でよいか。まだ、実名記載をする委員会は特別の場合を除き少ない。この委員会ではどのようにするか。

(前原委員) 原則公開とするのだから、実名を伏せる意味合いが薄まるのではないか。

(金子委員) シビアな内容のときは名を伏せるという程度でよいのではないか。

(杉原会長) 原則実名を記載し、特別の場合は実名を伏せるという方法でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(岡本委員) 会議スケジュールは、どのように事前告知するのか。

(事務局) 市のホームページで開催日時、開催場所の告知を行う。

2) 行政改革大綱策定方針について

- (事務局) 策定方針について説明(資料2-1、資料2-2)
- (杉原会長) 議事の中で順次審議すべき内容と思う。その段階でよろしいか。
- (委員) 異議なし。

3) 全体スケジュールについて

- (事務局) スケジュールについて説明(資料4-1、資料4-2)
- (杉原会長) スケジュールは了承して、頭に入れておく。
- (杉原会長) 資料において、委員会から出ている点線の矢印(「意見」)は、委員会としてまとまった意見を提出するということか、それとも各委員の意見でよいのか。
- (事務局) 正式な意見書といったものを想定しているのではなく、意見の総枠をお願いしたいと考えている。
- (杉原会長) 第7回、第8回(来年度)もこの委員会と関係があるのか。
- (事務局) 第6回で行革大綱の策定が完了した後、大綱の進捗状況について、定期的にご協議いただく予定である。
- (杉原会長) 委員会の任務が、平成19年度までであるということか。
- (事務局) 杉原会長のご指摘の通り。
- (杉原会長) 進行の次第によって、また協議したい。それでよろしいか。
- (委員) 異議なし。

地方行革の方向性

事務局(三菱総研)より行革大綱策定の前提として、地方交付税の制度と地方債の制度改正の影響についてレクチャー

意見交換

- (杉原会長) 今のレクチャーについて質問は？
- (岡本委員) 宇都宮市のような不交付団体でも、地方債の発行には許可が必要だったのか。
- (事務局：三菱総研) 交付団体か不交付団体かということと、地方債の許可とは関係がない。したがって、宇都宮市でも地方債の発行に許可は必要だった。
- (杉原会長) 他に何かご質問は？積極的な発言をお願いしたい。
- (高田委員) 借金をしても許されるのは、建設事業だけという話だったが、例えば複数年にわたる文化事業は借金が許可されるのか。
- (事務局：三菱総研) 借金が許可されるのは、施設を建設する場合。大きなイベント、コンサートなどは認められない。
- (杉原会長) ハコモノ行政と言われ、同じような施設がいたる所にある。

(岡本委員) 住民から募集することは可能か。

(事務局：三菱総研) いわゆるミニ公募債は、発行することは可能であるが、手続きが大変なのであまり活用されていない。小口での募集だと手間がかかるためと考えられる。

(杉原会長) 国と地方の関係は、財政面ではアメリカ型と言えるだろうか。

(事務局：三菱総研) アメリカの場合は、自治体が破産するケースがあるため、厳密な意味でアメリカ型とは言えない。

(杉原会長) 国が財政的主導権を持っているという意味ではアメリカ型。ヨーロッパ型では地方にもっと自由がある。

(事務局：三菱総研) ヨーロッパでは、地方が日本のように事業をたくさん実施していないということもある。

その他

(事務局) タウンウォッチングについて説明(参考資料)

(杉原会長) 会議録の署名人については、名簿順に2名ずつお願いし、今回は金子委員と園部委員にお願いする。

(事務局) 次回開催について説明。次回は、平成18年10月13日金曜日の午前10時から。

以上